

平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）募集要項等に係る主な変更

1. 奨学金支給割当人数について

平成 30 年度採択プログラムの奨学金支給割当人数は、平成 30 年度予算に応じ決定します。

学生交流創成タイプ（タイプ A）採択プログラムは、原則として審査結果に応じて奨学金支給割当人数を決定する予定です。審査結果により奨学金支給割当希望人数を下回る場合があります。

学生交流推進タイプ（タイプ B）採択プログラムは、平成 29 年度採択プログラムのタイプごとに奨学金支給割当人数を決定する予定です。詳細は、募集要項別紙「平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）申請方法、採否及び奨学金支給割当について」をご確認ください。

2. 奨学金の支給基準・支給方法について

派遣または受入期間を 31 日ごとに区切り、奨学金月額を支給月数を決定し、留学開始月から月ごとに 1 月分の奨学金を支給します。計画書の作成にあたり「奨学金支給月数確認表」に留学開始年月日と留学終了年月日を入力すると支給月数が算出できますので、ご活用ください。

派遣または受入期間	支給月数
8 日 ～ 31 日	1
32 日 ～ 62 日	2
63 日 ～ 93 日	3
94 日 ～ 124 日	4
125 日 ～ 155 日	5
156 日 ～ 186 日	6
187 日 ～ 217 日	7
218 日 ～ 248 日	8
249 日 ～ 279 日	9
280 日 ～ 310 日	10
311 日 ～ 341 日	11
342 日 ～ 365 (366*) 日	12

*2020 年 2 月 29 日を含む留学プログラムの場合のみ

3. 学生選考に対する留意事項について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 7 条第 2 項に定める規定のとおり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があり、かつ、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう当該障害者の障害の状態等に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をお願いします。

4. 外務省海外安全情報の危険度（レベル2）地域への派遣計画の申請について（協定派遣）
派遣プログラムの申請要件に、「派遣先大学等が、外務省の『領事サービスセンター（海外安全担当）』の情報提供サービス等における海外安全ホームページ上の『レベル2：不要不急の渡航は止めてください。』以上に該当する地域ではないこと」が加わります。
また、奨学金支給対象者の資格及び要件にも、以上の条件が加わります。

5. 危機管理体制の整備について（協定派遣）

「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」（平成29年3月31日 大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン作成検討会）を確認の上、「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

6. 渡航支援金について（協定派遣）

平成30年度より、一定の家計基準を満たす者に対して渡航費の支援を実施することを検討しております。支給要件、申請方法等の詳細は、後日お知らせいたします。なお、予算状況によって実施しない可能性があります。

以上